

重要事項説明書

デイサービスセンターくましき

通所介護の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要な事項について次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社アタカ
主たる事務所の所在地	〒860-0812 熊本県熊本市中央区南熊本5丁目1番1号
代表者（職名・氏名）	代表取締役 阿部 隆文
設立年月日	令和3年5月17日
電話番号	096-288-1175
FAX番号	096-288-2072

2. 事業所の概要

事業所の名称	デイサービスセンターくましき		
事業所の所在地	〒861-2233 熊本県上益城郡益城町惣領1526番地2		
電話番号	096-285-1131		
FAX番号	096-289-1132		
サービスの種類	通所介護		
指定年月日・事業所番号	令和7年4月1日指定	4372802258	
実施単位・利用定員	1単位	定員42人	
通常の事業の実施地域	益城町、熊本市		
併設事業所	有料老人ホームくましき		
第三者評価の実施の有無	有・無	実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称		評価結果の開示状況	

3. 事業の目的

株式会社アタカが開設する「デイサービスセンターくましき」（以下、事業所といふ。）が行う指定通所介護（以下、事業といふ。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員、看護職員及び機能訓練指導員（以下、従業者といふ。）が、要介護状態にある利用者に対し、適正な指定通所介

護を提供することを目的とします。

3. サービスの運営方針

事業所の従業員は、利用者の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練の援助を行うことにより、利用者の社会的孤立の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

4. 事業所の職員体制

- ・管理者 1名

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行います。また、他の従業者と協力し、通所介護計画書を作成します。

- ・生活相談員 2名以上

生活相談員は、利用者の生活向上を図るため適切な相談、援助その他の通所介護の提供を行います。

- ・看護職員 1名以上

看護職員は、看護、その他の通所介護の提供を行います。

- ・介護職員 7名以上

介護職員は、介護、その他の通所介護の提供を行います。

- ・機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導、助言を行います。

5. 営業日・営業時間

営業日：月曜日～日曜日 *年中無休

営業時間：午前7時00分～午後5時00分

サービス提供時間：午前7時30分～午後3時30分まで

6. 指定通所介護の利用定員

利用定員：42名（1日）

7. サービス内容

- ・通所介護計画書の作成
- ・生活指導（相談・助言）
- ・食事の提供
- ・入浴（一般浴・機械浴）
- ・介護サービス
- ・健康状態の確認
- ・機能訓練
- ・送迎
- ・介護に関する相談助言

8. 利用料等

別紙、利用料金表参照

9. キャンセル料

・利用者のご都合でキャンセルする場合は、下記の料金がかかります。

- ① 利用予定日の前日までにご連絡をいただいた場合
無料
- ② 利用予定日の前日までにご連絡がいただけなかった場合
当日利用料の100%（介護保険の自己負担相当額）

10. 緊急時等における対応方法

訪問時及び事業所内での面談並びに通所介護実施中、利用者の状態が急変した場合は、主治医に連絡し医師の指示のもと、適切な措置を行います。その後、家族・居宅介護支援事業所に速やかに連絡致します。

※その際の連絡先を以下の通りとします。

	家族	主治医	居宅介護支援
所属・続柄			
氏名		先生	CM
連絡先			

11. 事故発生時における対応について

- ① 事故発生直後、医療機関及び利用者の家族に速やかに連絡し、必要な措を講じます。
- ② 事故発生後、事故関係者及び管理者を招集して会議を行い、事故内容を把握します。
- ③ 事故発生の経過について記録・保管を行い、市町村・家族に適宜連絡致します。
- ④ 事故処理の区切りがつき次第、報告書に必要事項を記載し提出します。

※万が一の事故に備え、事業者加入している損害賠償保険は次のとおりです。

保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

保険種類 事業活動包括保険（統合賠償責任保険）

保障内容

- ・事業者が所有、使用、管理する施設に起因する事故
- ・事業者の活動の遂行中または遂行の結果に起因する対人対物事故
- ・被保険者が使用、管理する他人の財物

12. 虐待の防止

- ① 事業所は、ご利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために、次に掲げる必要な措置を講じます。

(ア) 虐待防止に関する責任者を選定します。

　　虐待防止に関する責任者：福島 春美（管理者）

(イ) 成年後見人制度の利用を支援します。

(ウ) 苦情解決体制を整備します。

(エ) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

- ② 事業所は、サービス提供中に、介護事業所または擁護者（ご利用者の家族等

高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報いたします。

1.3. 相談窓口・苦情対応

- ① 事業者への相談・苦情があった場合は苦情相談記録票に記載します。
- ② 管理者は内容を検討し各関係者に連絡を取り対策会議を開催します。
- ③ 改善事項は、利用者及び家族に書面にて説明します。
- ④ 事業者は、改善状況を確認します。
- ⑤ 改善案に対して理解が得られない場合は、市区町村及び国保連合会への苦情申立ての作成、送付の支援を行います。

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

事業所 お客様相談窓口	電話番号 096-285-1131 受付時間 月曜日から土曜日 午前7時00分から午後5時00分 担当者名 管理者 福島 春美
----------------	---

その他苦情申立ての窓口

熊本県国民健康保険 団体連合会 (国保連) 介護保険課内	所在地 熊本県熊本市東区健軍2丁目4番10号 電話番号 096-214-1101 受付時間 月曜日から金曜日 午前9時～午後5時(正午から午後1時までを除く)
熊本県 高齢者支援課	所在地 熊本県熊本中央区水前寺6丁目18番1号 電話番号 096-333-2219 受付時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分
益城町 健康保険課 保健事業係	所在地 熊本県上益城郡益城町大字宮園702 電話番号 096-286-3113 受付時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分
熊本市 健康福祉局 高齢者支援部 介護事業指導課	所在地 熊本県熊本中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2793 受付時間 月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時15分

1.4. 非常災害対策

- ① 事業所は防火管理について責任者を定め、非常災害に関する具体的な防災計画を作成します。
- ② 事業所は、防災計画に基づき、年2回、利用者及び従業者等の避難、救出その他必要な訓練を行います。

1.5. 個人情報の開示

- ① 介護サービス記録の利用者への開示
事業者が管理するサービスに関する記録等は、利用者の希望に応じて開示致します。
- ② 介護サービス記録の利用者情報の開示

事業者が管理するサービスに関する記録等の情報は、家族の希望に応じて、利用者（利用者が判断することが難しい場合は選任された代理人）の同意をもとに家族へ開示致します。尚、開示する情報についてはその都度同意書に提示する情報のみの開示となります。

16. 利用者へのお願い

- ① 利用変更について
 - ・利用者は、サービスの欠席又は変更の際には、関連の居宅介護支援事業者にご連絡下さい。
 - ・天候の都合により、サービス内容の変更する場合は、速やかに利用者又は家族へ連絡致します。
 - ・居宅サービス計画（ケアプラン）と実施サービス内容の変更がある場合は介護支援専門員に連絡の上、サービス計画の変更を行います。
- ② 所持品の持ち込みについて
 - ・持ち物には必ずお名前をご記入下さい。
 - ・貴重品の持ち込みはご遠慮下さい。
- ③ 外出について
 - ・通所介護実施中、利用者の都合による外出はできません。
- ④ 外来受診について
 - ・通所介護実施中、病院への外来受診はできません。
 - ・病状急変時等の場合は、直ちに医師に連絡し、対応の上、ご家族へ連絡させていただきます。
 - ・感染性疾患の疑いがある場合は、通所介護のサービスの提供を一時中止し、家族も含め医療機関受診をお願いする場合がありますのでご協力ををお願い致します。
- ⑤ 書類について
 - ・通所介護事業者が交付するサービス利用票等は、利用者の介護に関する重要な書類なので、契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に保管してください。
- ⑥ 利用料金の支払い方法について
 - ・料金のお支払いは、現金でのお支払いまたは口座振替にてお願い致します。
- ⑦ 贈物について
 - ・デイサービス中の利用者様同士の金品、食品などの授受はご遠慮ください。また、職員に対する贈物はご辞退申し上げます。ご了承ください。